

# 令和8年度秋田県主要林産物等の放射性物質検査方針

令和8年4月1日  
秋田県農林水産部  
農業経済課

## 1 目的

安全な県産林産物等の流通を確保するため、令和8年3月30日に原子力災害対策本部が公表した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、放射性物質検査を行う。

## 2 令和8年度の検査計画

野生のきのこ類や山菜類等の「栽培/飼養管理が困難な品目」及び「栽培/飼養管理が可能な品目郡のうち原木きのこ類」について、ガイドラインに基づき、別紙「令和8年度主要林産物等安全性確認調査事業計画」のとおり検査を実施する。

(参考) これまでの経緯

- 平成29年3月24日に公表されたガイドラインで、対象自治体の除外に係る指標として、「栽培・飼養管理が可能な品目群(野菜、果樹等)は、直近3年間の検査が全て基準値の1/2(50Bq/kg)以下であれば対象自治体から除外する」とされた。  
(「50Bq/kg」は厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に定められたスクリーニングレベル(基準値の1/2))
- これにより、本県は平成29年度から「栽培・飼養管理が可能な品目群(野菜、果樹等)」の検査対象自治体から除外されたが、「栽培/飼養管理が困難な品目群等(原木きのこ類含む)」は、引き続き検査対象自治体とされている。

<ガイドラインによる検査対象自治体> ※ガイドラインP12関係  
別表(1)栽培/飼養管理が困難な品目群等(原木きのこ類含む)  
… これまでどおり、本県を含む17都県が検査対象  
別表(2)栽培/飼養管理が可能な品目群  
… 本県は検査対象外